

標津町水道事業管理者

標津町長 金 澤 瑛

**水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について(通知)**

日頃より、標津町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、**建設水道課より事前にダイレクトメールにて通知**します。

標津町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020(令和2)年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021(令和3)年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022(令和4)年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023(令和5)年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024(令和6)年9月29日までの5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの(水道法第25条の2を準用)

- (1) 様式第一号(新規指定時の申請書と同様)
- (2) 様式第二号(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の原本もしくは写し)

3 標津町が確認する項目(給水装置工事の指定制度等の適正な運用について)**【確認する内容】**

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新制度に関するお問い合わせ先

標津町建設水道課 水道担当係

担当 内村

電話 0153-82-2131(内線231)